

母親はしつけと虐待の境界線をどう認識しているか? :自由記述データの分析により児童虐待の「しろうと理論」を探る¹⁾

How do mothers recognize the border between discipline and child abuse?
: Exploring the “lay theory” on child abuse through analysis of free answer.

キーワード：体罰, しろうと理論, Web 調査, 自由記述, KH Coder

Keywords: corporal punishment, lay theory, web survey, free answer, KH Coder

大石 千歳

OISHI Chitose

Abstract

Mothers, whose first child was between 0 and 9 years old, were asked to rate the degree to which they thought the slapping case, in which a mother slapped her three-year-old child who ran out in front of a car, and to write freely about why they thought it was abusive, as well as to write freely about the difference between discipline and abuse. The mothers felt the responsibility of the parents to protect and discipline their children, that the young children's verbal comprehension may be lacking, that the violence should not be driven by the parents' emotions, and it was inevitable that their hands would be out of control in emergency. Discipline is an act done for the benefit of the child and involves a rational reason, and is about teaching a person what he or she needs to know, and hitting is not desirable but sometimes necessary. Discipline was an act accompanied by love for the child, and that violence based on emotions such as parental irritation was considered to be abuse.

問題意識

児童虐待による悲惨な事件は、我が国でも途絶えることがない(2019年1月発生の千葉県野田市小学4年生女兒虐待死事件(時事通信社,2020)など)。子どもを死なせたり、重傷を負わせた加害者が、「しつけのためにやった」などと供述する例も後を絶たない。2019年の「児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)」の改正により(2020年4月より施

行)、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされ、親権者等による子どもへの体罰が禁止された。しかし民法822条には、親権者の子に対する懲戒権が認められたままである。親権者が懲戒を行うことは認められているが、体罰という手段は認められないことになる。ここで問題になるのは、どんな行為が体罰なのか、虐待なのか、何が懲戒なのかという社会での認識である。

加藤・藤岡(2020)では、我が国での伝統的な家

庭でのしつけや養育方法の中には、体罰による懲戒がされてきた経緯があることや、どんな行為が懲戒に該当するのかを明確にすることの難しさや、懲戒権の削除によってしつけができなくなるのでは、といった意見も存在すると指摘している。加藤・藤岡(2020)はフランスでのインタビュー調査を行っているが、フランスでも親はしつけの具体的な方法がわからない、体罰以外のしつけの方法が知りたい等の意見が多かった。日仏ともにしつけと虐待の間の線引きは人によって様々な捉え方がなされており、社会の合意形成がなされているとはいえない。そのうえ、虐待は身体的な体罰のみではなく心理的虐待、ネグレクトなども含む。社会における「児童虐待とは何か」という概念は一層複雑である。

心理学ではある事柄について、専門家でない一般人が持っているイメージを「しろうと理論(Lay Theory)」という(Furnham, 1988/1992)。しろうと理論とは、しろうとのもっている人間行動に関する理論と信念である(Furnham, 1992, p1)。しろうと理論は明示的というより暗示的で、曖昧で整合性がなく、首尾一貫しておらず、非科学的であり、原因と結果の混同がみられ、内的(個人的)に帰属されがちなものであるという。児童虐待に「しろうと理論」という概念を導入する際には、当事者である保護者がしつけと虐待をどう認識しているかを問題とすることになる。この点について李・山下・津村(2012)の研究がある。未就学児(保育園児と幼稚園児)の母親(有効回答832名)を対象とした調査で、“子どもを大声で叱る”“子どものお尻をたたく”などの23種類の行為について、自分がそれらの行為をしたことがあるか、それらの行為のうち「しつけとして行ったものがあるか」、それらの行為について、「しつけとして行ってよい」「虐待になると思う」「どちらともいえない」のいずれかを選んでもらった。その結果、母親たちの9割が虐待になると認識した行為は23項目中8項目に過ぎなかったこと、母親たちの6割が「しつけとして行ってよい」と認識していた行為として、“大声で叱る”“お尻をたたく”“手をたたく”があった。また、母親たち自身が行ったことのある行為は、より“しつけ”として認識されている、もしくは“どちらともいえない”と認識されている傾向が報

告された。また、23項目のうち、行ったことのある母親が0人であったものは、1項目もなかったという。李・山下・津村(2012)は、23の項目は判断が難しいものも含みながらも、基本的にはいずれも虐待とされている行為であるとしている。李・山下・津村(2012)の母親たちの認識と、専門家の認識にはずれがあると指摘できる。この結果をみても、母親たちの認識と先の厚生労働省・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(2020)の見解にはずれがあると指摘できる。

また内田(2009)は、社会問題の構築主義の観点から、児童虐待に対する定義のあり方に関する検討を行っている。「社会の構成主義」(Spector & Kitsuse, 1977/1990)とは、ある社会問題は実体を持っているわけではなく、ある社会である問題をどう定義するかという問題であるという考え方である。

内田は児童虐待に関して、どこまでが正常でどこからが異常かという「正常さの境界(normative boundaries)」(Finkelhor, 1983)という線を引こうとする様々な研究を紹介しつつ、日本では各分野の専門家でも見解が一致していないと述べている。どんな場合のどんな行為は児童虐待で、何は違うのかを一義的に定義することは困難で、また定義の内容は自分の置かれた立場により異なることになる。

内田は、近年の児童虐待防止の流れにおいて、「援助のしすぎは許されても、しなさすぎは許されない(内田, 2009, p106)」という観点から、予防的な意義も含む「広い虐待定義」がとられる方向性がみられると指摘している。「広い虐待定義」とは、子どもの心身に主観的ないしは客観的な傷害が認知されれば、それらはすべて虐待であるという主張を指すものである(内田, 2009, p105)。一方「狭い虐待定義」とは、虐待という日本語の語感に由来した、非日常的な残酷な行為を指している(内田, 2009, p104)。内田は、「広い虐待定義」は母親を追い詰めるためのものではないが、当事者の母親にとっては「虐待」という言葉のイメージが重すぎて、「残忍な保護者」像が喚起されて時に追い詰められると指摘している。また、保護者が「狭い虐待定義」をとろうとすることが責任回避の手段ととらえられる可能性や、保護者自身が虐待についてどう考えるかという視点が置き去りにされ

がちであるともいう。内田は調査対象の母親の『すべて「虐待」だと定義づける先生がいるとすれば、私のしたことは全部「虐待」になってしまうようにも思えます』との言葉を紹介している(内田, 2009, p117)。

本研究は児童虐待を研究テーマとする点で発達心理学の領域に属するが、その特色として社会心理学的な観点を盛り込み、「個人的なことは、社会的なことである」という、家族社会学やジェンダー論の領域にみられる考え方を重視したい。子育ては極めてプライベート営みであると同時に、次世代の育成はいうまでもなく社会的な営みでもある。

しつけと虐待の線引きに関連する研究としては、大石(2018)もある。大石(2018)では、幼稚園・小学校の教員免許取得を目指す学生を対象に、家庭内の体罰(この研究では、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待は含まず、体罰のみに焦点を当てている)の必要性に関する自由記述内容について、KH Coderによるテキストマイニングを行った結果、「危ない行為をする時に、1回手のひらを叩く程度なら」や「家庭の中でしつけとして行うことは時に必要だと」「危ない目にあわないように、時には身をもってわからせる」「子どもに躰をするために、押さえつけることなどが必要だと思うから」などがみられた。よって、家庭内では幼い子どもに親が危険なことについて教え込んで子どもを守るために、時に体罰が必要になってしまうこともある、との認識がもたれていることが示された。しつけとして体罰が行われるのは、「子どもの命を危険から守るとき」や、「言葉で言っても分からない場合でも言うことを聞かせなければならぬとき」であって、それらを行うのは「親の責任」と捉えられていた。

以上の議論に基づき、本研究では児童虐待に関して子育て中の保護者が持つ「しろうと理論」の内容を改めて自由記述データに基づいて把握することとする。加えて、大石(2018)に基づいて、しつけと体罰を分ける主たる要因を「危険の回避」「言葉での指示が通じないこと」「親の責任」という3要素と仮定する。自由記述データからは、この3要素が抽出されるのであろうか。本研究の目的は、これらについて検討することである。

ちなみに、大石(2018)では回答者が幼稚園・小

学校の教員志望とはいえ、自分の子どもを持ったことがまだない若い学生であった。そこで本研究では、育児当事者である母親¹⁾を対象とし、2020年における子育ての当事者としての母親の「しつけと虐待」に関する認識を、自由記述データに対するテキストマイニングによって検討し、上記の3要素がどのように表れるか検討する。

なお、本研究では「体罰」ではなく「虐待」もしくは「児童虐待」という用語を用いた。たたく等の体罰は児童虐待の一部であり、怒鳴る等の身体的暴力以外の虐待の手段も、しつけのためと称して用いられることがあることと、マスコミでは「児童虐待」という用語を用いて、虐待を受けた子どもが命を落とす事件が報道されているためである。

方法

調査対象者

首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)在住の20代・30代(20歳～39歳)の、第一子が³0歳～9歳²⁾までの母親104名を調査対象者とした。調査委託先(株式会社マクロミル社)のリサーチモニターを対象とし、Web調査形式で調査を行った。同社のリサーチモニターに登録している人に条件が合う調査の参加案内が日常的に届き、モニターはその中から自由意志で参加する調査を選んで参加する形式で、本研究には104名が参加した。

調査時期は2020年6月11日～6月13日であった。調査の冒頭に分析結果を論文化すること、自由記述の文章の一部分を抜き出して紹介する可能性があることを示し、回答結果の送信をもって同意と見なす旨を明記した³⁾。

質問内容⁴⁾

平手打ち事例 「以下の行為は児童虐待にあたると思いますか。」と尋ね、下記の文章を提示した。“3歳の子どもの車道を走る車の前に飛び出して車にひかれそうになったので、母親が手を強く引つ張って歩道に戻し、頬を叩いて「死んじゃうじゃないの!」と怒鳴った。」

この文章に対して、1:虐待でない、2:あまり虐待とはいえない、3:やや虐待である、4:虐待である、の4件法で質問した。また“そう思うのはなぜですか”と尋ね、自由記述で回答を得た。

しつけと虐待 “しつけと児童虐待の違いは何だと思いますか。”と尋ね自由記述で回答を得た。

なお平手打ち事例の内容は、J-Castニュース(2017)で紹介されて論争を呼んだ記事を念頭に設定されたものである。記事によれば、母親らしき人物が、子ども用自転車に乗って自動車の前に飛び出した3歳くらいの子どもの追いかけて、追いついたのち運転手に詫言するしぐさをした後、子どもの頬を強く平手打ちし、子どもは吹っ飛ばすように尻もちをついたという。そして、その一部始終を捉えたドライブレコーダーの映像を、ソーシャルメディアの一種であるTwitterに動画として掲載した人がいたのだという。そしてその動画投稿に対して、これはしつけなのか虐待なのか、インターネット上で様々な観点に基づくコメントが寄せられ、論争が起きたのだという。J-Castニュースの記事は、この一連の流れをまとめて紹介したものである。動画を見た人からのコメントの内容は、子どもの命を守るためなら平手打ちは当然だというものから、それでも殴るのはよくないというものや、これを虐待とみなす人は子どもを育てたことがないのでは、など多岐にわたっていた。この事例は、しつけにおいて暴力を用いるという行為について、社会一般の人々の捉え方がまったく一様ではないこと炙り出す典型的な状況設定になると考えられた。そのため本研究では、これと類似の事例を作成して調査対象者に提示することとした。類似事例の作成にあたっては、動画は被撮影者の許可を得てTwitterに掲載されたわけではないと推測されたため、元の動画と酷似しないよう、事例の細部を変更した。

2~3歳児は自我と自己主張が芽生える第一次反抗期であり、親の指示を聞き入れないことが多い。またワーキングメモリが未発達で、何かに気を取られているときは注意の分散は難しい。さらに、勢いよく走る、段差を飛び越えるなど危険な行為も可能になる。すなわちこの年齢の子どもは、運動能力に比して認知発達は途上で、日々危険が多い。親たちは、この

ような子どもを怪我や危険から守り、安全に育てるといふ責任の重い課題を日々こなしている。車の前に飛び出した幼児を母親がとっさに命の危険から守り、必死で叱るという本研究の文章は、実際に幼い子どもを育てている母親たちには「危険の回避」「言葉での指示が通じない」「親の責任」という3要素が伝わる内容であるといえる。

結果

以下のように、自由記述データに関して、KH Coder(樋口,2014; 2020)によるテキストマイニングを行った。

平手打ち事例に関する自由記述の対応分析

平手打ち事例に関する自由記述について、頻出語上位150語を抽出し、出現回数が3回以上のものを表にまとめた(表1)。平手打ち事例に関しては、この事例が児童虐待にあたるかを4段階で質問しており、(1):虐待でない(N=46; 44.2%)、(2):あまり虐待とはいえない(N=41; 39.4%)、(3):やや虐待である(N=17; 16.3%)、(4):虐待である(N=0; 0%)という結果であった。虐待であると答えた人は1名もいなかった。

平手打ち事例に関する自由記述について、自由記述に5回以上登場した語を用いてこの質問への回答との対応分析を行った(図1)。この際、「思う」「考える」は、いわゆるStop Wordsという、どんな文脈でも一般的に登場する一般語とみなし、強制排除とした。また、表記のゆれに対する統一を行い、「子ども」「子供」「子」「お子さん」を「子ども」、「人」「人間」を「人」、「気持ち」「気もち」「気分」を「気持ち」、「危険」「危ない」を「危険」、「母親」「母」「お母さん」を「母親」に統一して分析を行った。「愛情」と「愛」については、愛情は特定の他者に対する感情であり、愛のほうが、好むことや愛でること、大切にするといったより包括的な表現であることから(広辞苑第6版など)、表記の統一はせずに分析を行った。

平手打ち事例に関する自由記述における抽出語の頻度と、この事例が児童虐待にあたるかの評定値と

表1. 平手打ち事例の頻出語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
叩く	39	感じる	5
子供	27	強い	5
危険	24	叱る	5
命	23	心配	5
危ない	20	分かる	5
頬	20	自分	4
教える	16	大事	4
虐待	15	怒鳴る	4
手	15	母親	4
必要	15	咄嗟	4
守る	14	違う	3
親	13	引っ張る	3
行為	12	感情	3
関わる	10	教育	3
注意	10	場合	3
伝える	10	状況	3
気持ち	9	人	3
言う	9	説明	3
良い	9	伝わる	3
行動	8	飛び出す	3
仕方	8	必死	3
子ども	8	怖い	3
怒る	8	部分	3
死ぬ	6	本気	3
出る	6		

の対応分析を行った。また、この事例についての(1)(虐待でない)から(4)(虐待である)の回答ごとに、KH CoderのKWICコンコーダンスにより、抽出語が実際にどのように使われているかを検討した⁴⁾。

虐待でない(1)について 虐待でない(1)は、「命」「教える」「注意」「関わる」「守る」「行動」「死ぬ」「危険」などの言葉との距離が近かった。KWICコンコーダンスにより、「危険」という語の用いられ方をみると、(1)虐待でない と回答した人では、命の危険を子どもに教えるには必要なことであったという内容の記述をした人が13人いた。“命の危険を回避するためやむを得ないから”“命の危険につながることは厳しく教えた方がよいから”“命に係わる危険な行動をってしまった子供を注意しているだけだと思うので”“命の危険を教えるときには、親も本気で向き合えないと伝わらないこともあるし、この状況では愛情を感じるか

ら。”“これが虐待だったらみんな捕まる 子供が大事だからこそ命の危険の時は本気になると思う”といった表現がみられた。「守る」という語に関しては、“命を守るために一時的に感情的になってしまったただけから。”“子供を守るためにやった行為であるため”“子供の命を守るためにした行動 同じことを繰り返して欲しくないからしたことだと思うし理由をきちんと説明しているから”“命を守る行動だから”という表現がみられた。よって、子どもを危険から守るためには時には叩くこともあり、それは虐待とはいえないという認識を持つ人々がいたことが示された。

あまり虐待とはいえない(2)について 「仕方」「親」「虐待」「心配」といった語との距離が近かった。KWICコンコーダンスにより、(2)と回答した人における「心配」という語の使用状況を見ると、“子供の事を心配しての事だから”“心配した気持ちを伝えるため仕方ないと思うから。”“子供を本気で心配するあまり…ということなら致し方ない部分もある。”“危なくて心配したから”という4人の回答者による記述がみられた。「親」という語については、“危ない時に注意するのは親の役目。”“親も必死なので、とっさに頬を叩いてしまうこともある。なぜ頬を叩いてまで怒ってのか(原文ママ)をきちんと説明できれば、虐待にはならない。”“歩道に飛び出すという行為が大変危険な行為のため、親がいないところで同じことをしないように叱ることは必要なことだと思うが、平手打ちまでする必要はないかなと感じる。”といった表現がみられた。母親も親であるので母親という表現も含めると、(2)に関しては9人分の記述がみられた。子どもの危険を心配し、危険から守るのは親の役目であり、そのための必要悪として頬を叩いたという行為を捉えるという認識がみられたといえる。

やや虐待である(3)について やや虐待である(3)は、「必要」との距離が近く、次いで「頬」「叩く」との距離が比較的近かった。KWICコンコーダンスにより自由記述における単語の使われ方を見ると、「必要」という表現については、“3歳だと言葉がまだ通じきれていない部分があったりするので、多少は強く手を引っ張ったりする必要はあると思う。ただ、頬をたたく必要性は感じないから。”“頬を叩く必要はないし、

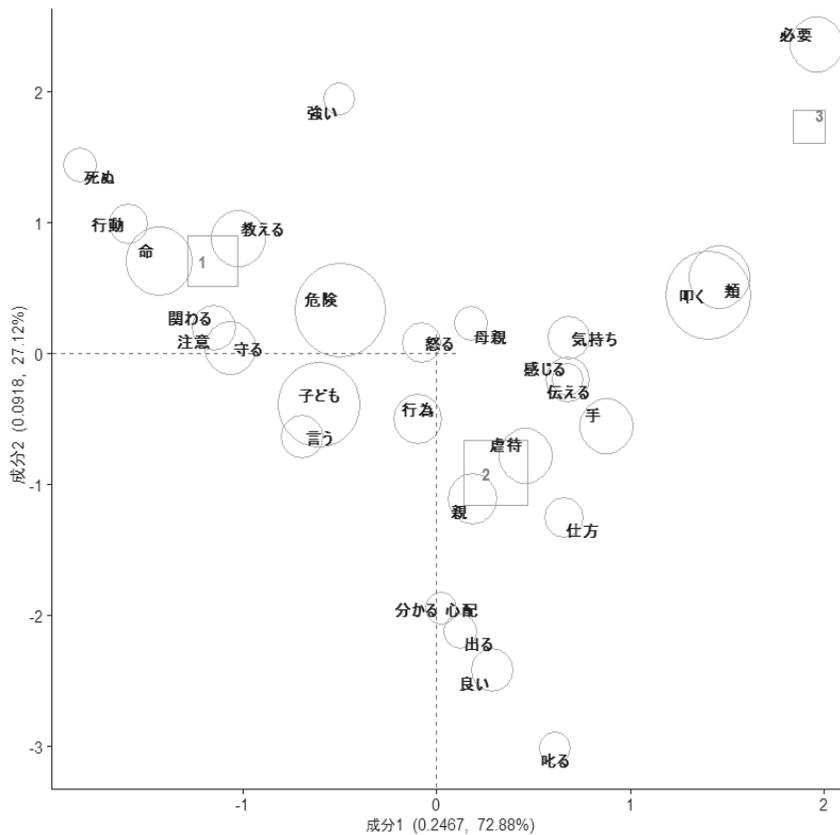


図1. 平手打ち事例 評価カテゴリとの対応分析

怒鳴る必要もない。ただ危ないことを教える必要はある。”“頬を叩く必要はない(3人)”という表現がみられた。子どもを守るためとはいえ、頬を叩くという手段は必要ないとの認識が表れていたといえる。

虐待である(4)について 虐待である(4)と回答した人は1人もいなかった。今回の評定結果では、虐待であると回答した人は0人であり、先述のやや虐待である(3)の17人と両方合わせても16.3%しかいなかった。3歳の子どもが道路を走ってくる車の前に飛び出した場合、母親が子どもに対して手が出てしまうことを、今回の調査対象者である母親たちの83.7%は、虐待とはとらえていなかったということになる。

平手打ち事例に関する自由記述の階層的クラスター分析

次に、自由記述に5回以上登場した語を用いて、Ward法Jaccard距離による階層的クラスター分析を

行った(図2)。自由記述中に出現する単語どうしの距離について、単語Aが出現するときには単語Bも出現することが多いといった、語の共起関係を表すJaccard係数に基づき、Jaccard距離を算出し、語の出現パターンに基づく類似関係による語のグループ分けができる。分析においては、「思う」「考える」は一般語としてどのような文脈でも生じる語であるため除外した。分析により、以下のクラスターが抽出された。なお、クラスター数は、クラスター結合水準の値の変化や解釈のしやすさ、情報の集約性を総合的に判断して決定した。

第1クラスター：「危険を伝えたい親の気持ち」

このクラスターには、「死ぬ」「母親」「分かる」「心配」「怒る」「行為」「叱る」「伝える」「気持ち」「親」という語が分類された。「親」については、“危ない時

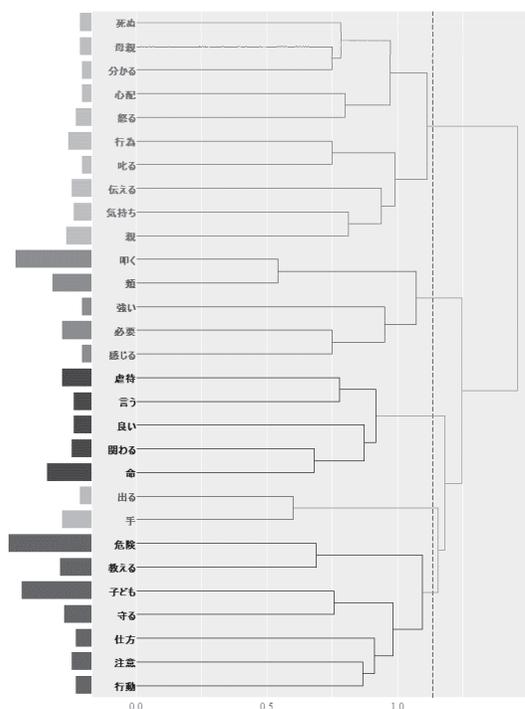


図2. 平手打ち事例 階層的クラスター分析

に注意するのは親の役目”“飛び出さないように注意する配慮が親には必要”“親のいないところで同じことをしないように叱ることは必要”というように、子どもを危険から守るために叱るのは親の務めであるという意識が見て取れた。「心配」については、“子供のことを心配しての事だから”“心配した気持ちを伝えるため仕方ないと思うから”“子供を本気で心配するあまり…ということなら致し方ない部分もある”といった表現がみられた。叩くことは望ましくはないが、親がどれだけ子どもを心配しているかという気持ちが表れているといえる。幼い子どもは言葉で言ってもわからないが、それでも親は子どもを危険から守らなければならないため、叩くこともときには必要な場面がある、という日々の子育ての現実があるといえた。

第2クラスター「頬を叩く必要はない」 このクラスターには、「叩く」「頬」「強い」「必要」「感じる」の語が分類された。「叩く」が用いられた表現は、“多少は強く手を引っ張ったりする必要はあると思う。ただ、頬を叩く必要性は感じない”“頬を叩く必要はない

し、怒鳴る必要もない。ただ危ないことを教える必要はある”“頬を叩くまではしなくていいと思うけど、つい手が出てしまう気持ちもわかる”“親も必死なので、とっさに頬を叩いてしまうこともある”といったものであった。子どもに危険を教える必要はあるが、頬を叩くのはよくないという考えが大勢を占めていたといえるが、咄嗟に頬を叩いてしまう気持ちはわかる、との複雑な思いにもじんでいた。

第3クラスター「命に関わる状況では仕方ない」

このクラスターには、「虐待」「言う」「良い」「関わる」「命」という語が分類された。「命」については、“命の危険を回避するためやむを得ないから”“命に係わる危険な行動をしてしまった子供を注意しているだけだと思うので”“命に関わることは特に厳しくしつこく怒らないといけない”“命の危険につながることは厳しく教えたほうが良いから”といった表現がみられた。「良い」については、“子供を事故から守るためにひっぱったことは良いことだし、怖さをわからせるためにたたくのもそこまで悪いことではないと思う”“叩く事は良くないが、私もとっさに手がでてしまうかもしれないような状況である”“頬を叩くのは良くないが、小さな子どもに命に関わる危険なことであると口で教えるのは難しい”“日常的には暴力がなく、後でしっかりフォローするならば、良いのではないか。これも許されないなら子育てはできない”といった表現がみられた。

第4クラスター「咄嗟に手が出てしまう」 このクラスターには、「出る」「手」が分類された。「出る」については、“叩く事は良くないが、私もとっさに手が出てしまうかもしれないような状況である。”“頬を叩くまではしなくてもいいと思うけど、つい手が出てしまうかもしれないような状況である。”“危ないことをしたのでとっさに手が出てしまったのだと思うから”“咄嗟の時は手が出ることもある。そんなことで虐待と騒がれては、子育て出来ない。”といった表現があった。叩くことをよいこととは思っていないが、子どもが危険なときに咄嗟に手が出てしまうのは仕方ない部分がある、との認識が示されていたといえる。

第5クラスター「守るためには仕方ない」 このクラスターには、「危険」「教える」「子ども」「守る」「仕方」「注意」「行動」の語が分類された。「守る」に関

してみられた表現としては、“子どもの命を守るためにした行動”“子どもの命を守る行動だと思うので、虐待ではないと思う”“子供を力づくで守ったから”という表現がみられた。

上記の各クラスターの検討内容をまとめると、各クラスターは共通して、「叩くのは良いこととはいえないが、親の務めとして幼い子供に命の危険を教え、子どもを守る必要がある。そのためには叩くのも時に必要なことで、子どもを心配してとっさに手が出てしまう親の気持ちは理解できる。それを虐待とまではいえないと思う。」という回答者の母親としての認識を捉えていることがわかる。先述のように、今回の回答者である母親たちの83.7%は、この平手打ち事例を虐待でない、もしくはあまり虐待とはいえないと回答しており、母親たちの児童虐待の「しろと理論」では、この事例のような場合は虐待とはみなされないことがわかった。

しつけと虐待の違いに関する自由記述の階層的クラスター分析

次に、しつけと虐待の違いに関する自由記述の中で、調査対象者の自由記述回答を分析対象とし、まず頻出語上位150語を抽出した(表2)。

階層的クラスター分析 「しつけと虐待の違い」について、5回以上登場した語を用いて、Ward法Jaccard距離による階層的クラスター分析を行った(図3)。この際、平手打ち事例の場合と同様に、「思う」「考える」は一般語とみなし、強制排除とした。また、「子ども」「子供」「子」「お子さん」を「子ども」、「人」「人間」を「人」、「気持ち」「気持ち」「気分」を「気持ち」、「危険」「危ない」を「危険」、「母親」「母」「お母さん」を「母親」に統一し、「愛」と「愛情」は別個のものとして分析を行った。その結果、以下のクラスターが抽出された。なお、クラスター数は、クラスター結合水準の値の変化や解釈のしやすさ、情報の集約性を総合的に判断して決定した。

第1クラスター：「虐待と親のあり方」 このクラスターには、「子ども」、「虐待」、「親」の3語が分類された。このクラスターは各調査対象者が虐待に関する自分の考えを記述している内容を包括的に含んでいる概要的な存在であると位置づけられた。親と

いう単語の用いられ方を示すKWICコンコーダンスでは、親の感情やストレスによる暴力が虐待であると捉える記述が並んでいたが、第2クラスター以降の各クラスターにその内容を要素ごとに紹介することができる。

第2クラスター：「しつけの必要性和暴力の必要性」 このクラスターには、「気持ち」「教える」「行う」「暴力」「必要」という単語が分類された。KWICコンコーダンスによって各語の用いられ方を調べ、各語について代表的な記述例を抜き出した。「必要」という語は、“しつけは子供が生きていくために必要なことを教えること”“しつけはその子供が今後大人になるために必要な教育だが、虐待は親の意に添うようにするために行われる行為”“といった表現として登場した。「暴力」という語については、“虐待は理不尽に暴力をふるうこと”“しつけは正解を教えること導くこと、虐待はただの暴力”“親は怒鳴る事も暴力を振るう事も必要は無い”などの表現がみられた。「気持ち(気分を含む)」という語は、“親の気分で頭ごなしに怒鳴ったり叩いたりすることが虐待”“しつけは子供に生きていく上で教えること、虐待は親の気分で子どもにたいして行うことだと思う”といった表現がみられた。

よってこのクラスターは、しつけとして子どもに大事なことを教える必要性和、その際に親の気分次第で暴力を行うのはいけないとの認識が表れているクラスターとなった。

第3クラスター：「叱ると怒るの違い」 このクラスターには、「危険」「人」「違い」「叱る」「怒る」という単語が分類された。KWICコンコーダンスによると、「叱る」という語については、“生死にかかわる問題について叱っているのか、ただ単に親のイライラが原因で叱っているのかの違い”“悪いことをしたら叱る、何度いっても同じことを繰り返したりしたら、親だっとなんか手がでてしまう”という表現があった。「怒る」については、“しつけはいけないことをして、駄目だと分からせるために怒ること、怖がっているのに叩くことは虐待だと思う”“虐待は自分の感情で怒ったり度が過ぎること”“叱ると怒るの違い”といった表現がみられた。よってこのクラスターは、いけないことを教えるために叱るのと、合理的でなく怒ることの違いを示すク

表2. しつけと虐待 抽出語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
虐待	51	ストレス	5
子供	37	子	5
親	35	手	5
子ども	18	人	5
行為	14	怒る	5
感情	13	理由	5
教える	13	悪い	4
愛情	12	危ない	4
暴力	11	言葉	4
違い	9	行動	4
自分	9	児童	4
行う	8	ルール	3
叩く	7	感じる	3
愛	6	事	3
気持ち	6	出す	3
気分	6	勝手	3
叱る	6	生きる	3
必要	6	導く	3
		任せる	3
		分かる	3
		与える	3
		理不尽	3

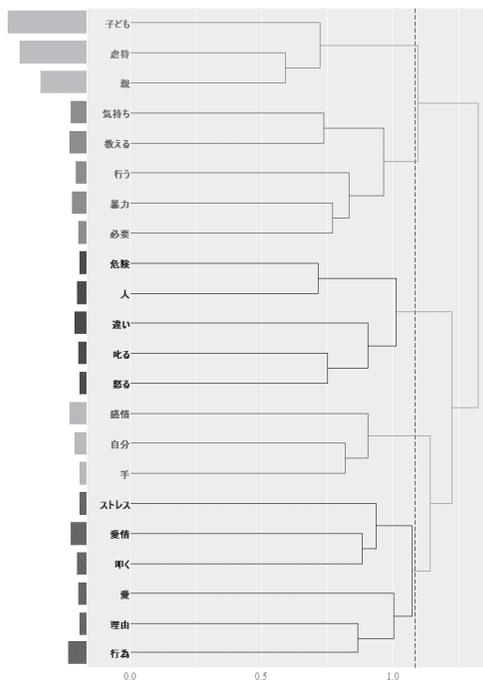


図3. しつけと虐待 階層的クラスター分析

クラスターといえる。

第4クラスター：「親の感情」 このクラスターには、「感情」「自分」「手」という単語が分類された。他のクラスターでも述べたように、親が感情に任せて暴力をふるうのが虐待である、という捉え方である。「感情」という語については、“親の個人的感情によるものかどうか。子供のことを考えた行為でないかどうか”“親のその時の感情まかせにしつけをする人は虐待になりかねない”“しつけ…危ないこと、他人に迷惑をかけることを教える 虐待…感情に任せて暴力、暴言を与える”という記述がみられた。親の感情に任せた暴力が虐待であるという認識が、このクラスターでも明らかになった。

第5クラスター：「愛情と理由の有無」 このクラスターには、「ストレス」「愛情」「叩く」「愛」「理由」「行為」という単語が分類された。KWICコンコー

ダンスでは、“しつけは愛があるが、児童虐待は愛がない”“子どもに愛情がしっかり伝わっているかどうか”“愛情があるかどうか”“子供への深い愛が感じられるか”という表現がみられた。また、“意味もなく傷つけることと理由があってする行為の違い”“しつけは子供の為を思っている行為、虐待はただ親の期限を損ねたからなどという理由で痛めつけられる行為”“子供のためになるかどうか。明確な理由を伴う行動かどうか”といった表現がみられた。よってこのクラスターは、しつけと虐待について、親の行為が愛情に基づくもので、子供のためになるもので、理由があってする行為であるか否かという判断基準が表れているクラスターとなった。

考 察

現在の首都圏在住の0～9歳までの子を持つ母親たちの「平手打ち事例」に関する自由記述内容からは、幼い子を持つ母親は、子を守りしつける親の責任を実感していること、幼い子どもの言語的な理解力が不足している場合もあること、親の感情にまかせた暴力はいけないと分かっていること、しかしとっさの危険回避では手が出てしまっても仕方がないと感じていることが示された。

次に、しつけと虐待の違いに関する自由記述結果から、母親たちは、しつけとは、子どものために行われる行為で、合理的な理由を伴うもので、人として必要なことを教えることであるが、その際的手段として叩くことは望ましくはないが、時に必要な場面もありうると考えていた。またしつけは子どもへの愛情が伴った行為であること、親のイライラなどの感情による暴力は虐待であり、合理的理由のない暴力も虐待であると捉えられていた。

幼い子どもを育てている母親のもつこのような実感は、あらゆる暴力は虐待であり法律で禁止されるという厚生労働省・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(2020)の見解とは、やや乖離があったことになる。この乖離が埋まらないと、子育てにおけるあらゆる暴力の禁止の実現は難しいことになる。母親たちは毎日の暮らしの中で、自分の子どもを何としても危険から守る責任と必要性があり、特にとっさの判断においては、理想通りにはならない子育ての現実があるといえる。母親たちも叩くのは良くないとわかっており、母親の日々の子育ての現実に応じた対応をしてゆくことも大切であろう。内田(2009)の、虐待の「広い虐待定義」と「狭い虐待定義」の対比関係や、「広い虐待定義」が母親を追い詰める可能性があるという指摘は、やはり今日でも重視すべき観点ではないだろうか。

加藤・藤岡(2020)のフランスでの調査結果のまとめからも、具体的な子どもの養育行動を示すことや、専門家の支援の必要性が述べられている。厚生労働省・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(2020)には、親に対する様々な具体的なアドバイ

スも掲載されている。例えば、出かける時間に子どもが支度しない、座ってほしいときに子どもが座ってくれないなどの事例に対して、こうしてみたらどうかというヒントが挙げられている。しかし現状では、このようなアドバイスが子育て中の親や、その周辺にいる世間一般の大人たちに、十分に届いていないのではなかろうか。今後のわが国のあり方としては、より望ましいしつけの具体的な行動を周知する機会を増やし、親が自分のしていることは虐待なのではないかと悩みながら育児をしなくてよくなる社会となり、また周囲の人々が子育て中の親を追い詰めたりしない社会となることが望まれる。

要 約

本研究では首都圏在住の第一子が0～9歳までの母親たちを調査対象として、車の前に飛び出した3歳児を母親が平手打ちする「平手打ち事例」を虐待だと思ふ程度の評定と、そう思う理由および「しつけと虐待の違い」に関する自由記述をしてもらった。その結果、平手打ち事例については、子を守りしつける親の責任を実感していること、幼い子どもの言語的な理解力が不足している場合もあること、親の感情にまかせた暴力はいけないと分かっていること、とっさの危険回避では手が出てしまっても仕方がないと感じていることが示された。また、「しつけと虐待の違い」に関する自由記述の結果、母親たちは、しつけとは、子どものために行われる行為であり、合理的な理由を伴うものであること、しつけとは人として必要なことを教えることであり、その際的手段として、叩くことは望ましくはないが、時に必要な場面もありうると捉えられていた。またしつけは子どもへの愛情が伴った行為であること、親のイライラなどの感情による暴力は虐待であるとも捉えられていた。

引用文献

- Finkelhor, D. (1983). Common Features of Family Abuse. Finkelhor, D., R. J. Gelles, G.T., Hotaling & M. A. Straus (Eds.) The Dark Side of Families: Current Family Violence Research

- (pp17-28). Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Furnham, A. (1992). しろうと理論：日常性の社会心理学. (細江達郎, 監訳 田名場忍・田名場美雪, 訳) 北大路書房. (Furnham, A. (1988). Lay theories: Everyday understanding of problems in the social sciences. New York: Pergamon Press.)
- 樋口耕一.(2014). 社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して. ナカニシヤ出版.
- 樋口耕一.(2020). 社会調査のための計量テキスト分析：内容分析の継承と発展を目指して. 第2版. 京都：ナカニシヤ出版
- J-Castニュース.(2017). 自動車の前に飛び出した幼児を母親が激しくビンタ これは「教育」なのか? 「体罰」なのか? 大論争. J-Cast ニュース 2017年6月30日 記事. <<https://www.j-cast.com/2017/06/30302109.html?p=all>> (2020年10月30日)
- 時事通信社.(2020). 時事ドットコムニュース特集 千葉・野田市の小4女児が死亡. <<https://www.jiji.com/jc/v7?id=201902nodashi>> (2020年10月30日)
- 加藤尚子・藤岡孝志.(2020). しつけ(懲戒)と虐待の境界の認識に関する検討：フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて. 日本社会事業大学研究紀要, 66, 137-152.
- 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン.(2018). 子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書 子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して. <https://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf> (2020年10月30日)
- 厚生労働省省・体罰等によらない子育ての推進に関する検討会.(2020). 体罰等によらない子育てのために：みんなで育児を支える社会に <<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>> (2020年10月30日)
- 李 璟媛・山下亜紀子・津村美穂.(2012). しつけと保護者調査に基づいて. 日本家政学会誌, 63, 379-390.
- NHK News Web. (2020). 小4女児虐待死事件父親に懲役16年の判決 千葉地裁<<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200319/k10012339401000.html>> (2020年10月30日)
- 大石千歳.(2018). 幼児・児童に対する保護者および教師・保育者からの体罰に関する意識調査：幼稚園教諭・小学校教諭を目指す女子学生を対象として. 東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要, 53, 1-15.
- Spector, M. & Kitsuse, J.I. (1990) 社会問題の構築：ラベリング理論をこえて. (村上直之・中河伸俊・鮎川 潤・森 俊太, 訳 東京：マルジュ社.) (Spector, M. & Kitsuse, J.I. (1977). Constructing Social Problems. Menlo Park, CA: Cummings.)
- 内田 良(2009) 「児童虐待」へのまなざし：社会現象はどう語られるのか. 京都：世界思想社.

注

- 1) 本研究は、令和2年度奨励個人研究費の助成を受けて実施された。
- 2) 第一子が就学児である場合に6～9歳の子を持つ母親としたのは、10歳以降の子どもは思春期に差し掛かっていき、親に反抗的になってくるなど、親子関係の難しさが生じるためである。子どもが思春期に反抗的になることによる親子関係の難しさや、そこから生じる親から子、子から親への家庭内暴力の問題は、本研究の主眼からは外れる。また、本研究の対象者は母親であるため、母親と記載するが、父親も祖父母等の保護者も基本的には同様である。
- 3) 本学研究倫理委員会にて、倫審2020-05号として承認を得ている。また、調査結果の公表についてはマクロミル社のガイドラインを遵守している。
- 4) 今回のWeb調査には児童虐待に関する他の自由記述による質問を含んでいたが、紙幅の関係上本研究では取り上げない。